



Japan Environmental Storage & Safety Corporation

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

News Release

令和8年6月15日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する 関連法令の改正について

第221回国会（特別国会）、参議院本会議において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律」が6月12日に可決・成立しました。

本法律により、国の災害廃棄物対策の強化やPCB廃棄物処理に係る制度の見直し等が行われるとともに、当社の業務に災害廃棄物対策支援が位置づけられることとなります。

本法律は、災害廃棄物対策支援に係る規定については公布の日から3月を超えない範囲内において施行され、PCB関連制度の見直しに係る規定については公布の日から1年以内において施行されることとされています。

当社は、国の指導監督の下、災害廃棄物対策支援に係る事業を適切に実施するための体制整備を進めてまいります。

一方、当社がこれまで実施してきた中間貯蔵事業、及び、昨年度末で処理を終了したPCB廃棄物処理事業に係る処理施設の解体・撤去業務については、今後とも安全を第一に着実に業務を推進してまいります。

<連絡先>

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

管理部経営企画課・管理部経営企画課広報室

TEL : 03 - 5765 - 1909

e-mail : jesco@jesconet.co.jp